

ジョブセンターまえばしの設置及び管理に関する条例の改正について（議案第68号）

産業政策課

1 改正の理由

利用料金を指定管理者の収入として収受させることができることとするため、所要の改正を行う。

2 内容

利用料金について、次のとおり定める。

- (1) 指定管理者は、条例で定める使用料の額の範囲内で市長の承認を得て利用料金を定め、自らの収入とすることができる。
- (2) 指定管理者は、条例の規定により、利用料金を還付し、又は減免することができる。

3 施行期日

令和9年4月1日